平成２３年（フ）第８５９号
広島市佐伯区五日市町下河内188－６　介護老人保健施設五日市幸楽苑、住民票上の住所広島市佐伯区観音台２丁目18番９号　中本方
債務者　網岡　　勲
法定代理人保佐人　中本　宏子
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三宝　明義
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０号
秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字高田230番地町営川崎住宅59－３
債務者　ワンダーエッグ八郎潟店こと　小林　幸男
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹田　勝美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２号
秋田市川尻上野町３番30号
債務者　佐藤米穀店こと　佐藤　正廣
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５号
秋田市旭北錦町２番39号　秋田アーバンハウスＡ－１、前住所秋田県由利本荘市岩城下蛇田字堂ノ前42番地
債務者　阿部恵美子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木元　愼一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２３号
秋田県潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田１番地１
債務者　相沢　　弘
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊口　祐一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
愛知県豊田市野見山町３丁目27番地102、住民票上の住所愛知県豊田市美里５丁目18番地12
債務者　宮條　芳光
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天野　太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
青森県八戸市江陽１丁目14番16号　中野荘７号、前住所青森県八戸市江陽２丁目10番49号
債務者　北川　スミ
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
宮崎市田野町甲4703番地１
債務者　長友　健太
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　貴博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５３１号
名古屋市名東区社が丘１丁目906番地　陽明荘103号
債務者　天野　治樹
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　恭美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６２号
愛知県岡崎市上里２丁目12番地12　新御里苑３－Ｄ
債務者　犬塚　　守
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　真典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
山形県新庄市東谷地田町５番地の６　大忠アパート５号
債務者　星川　盛一
１　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３９号
山形県最上郡金山町大字山崎字三枝1346番地
債務者　佐藤　重吉
１　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２１号
北海道北斗市追分１丁目17番４号
債務者　山本　　歩（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２７号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目24番７号
債務者　堀　　卓治
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３６号
函館市松川町14番12号
債務者　有馬八重子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８号
函館市湯川町１丁目41番１号
債務者　柴田恵里子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３３４号
大阪府東大阪市玉串町西３－１　玉串西団地６号棟1101号室、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨東２丁目10番３号
債務者　瀬川　　誠
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部